

共済時報No.641（令和7年8月28日発行）  
横浜市職員共済組合 医療福祉課医療給付係  
電話 671-3402 FAX 641-0915  
<https://www.yokohama-kyosai.or.jp>

## 育児・介護休業手当金等の給付上限額が変わりました

当組合から支給している育児休業手当金・育児休業支援手当金・介護休業手当金・育児時短勤務手当金は、標準報酬日額に法律で定められた給付割合を掛けた額が支給されますが、この給付額には上限があり、毎年8月に改定されます。

**令和7年8月1日からの給付上限額が引き上げ**となりましたので、次のとおりお知らせいたします。

※雇用保険加入者は、雇用保険からの給付が優先となりますので、当組合では支給対象外です。

給付内容		令和7年7月まで	令和7年8月から
育児休業手当金	給付割合67% *育児休業開始日から180日まで	14,334円	14,718円
	給付割合50% *181日以降	10,697円	10,984円
育児休業支援手当金	給付割合13% *通算28日まで	2,781円	2,855円
介護休業手当金	給付割合67% *介護休暇 通算66日まで	15,778円	16,207円
育児時短勤務手当金	標準報酬月額の上限額	470,700円	483,300円
	支給限度額	459,000円	471,393円
	支給額の最低限度額	2,295円	2,411円

**Q 給付上限の対象者は誰ですか？**

**A 標準報酬月額によって決まります！**

育児休業手当金・育児休業支援手当金は **500,000円以上**、

介護休業手当金は **560,000円以上** の組合員に給付上限額が適用されます。

育児時短勤務手当金については上記のとおりです。



ぜひ一度、使ってみませんか？ **マイナンバーカードの保険証利用**

詳細は厚生労働省WEBサイトをご確認ください。[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)

